

千葉県フリースクール等民間施設利用料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、フリースクール等民間施設に通う児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助（以下「利用料助成」という。）することについて必要な事項を定め、不登校児童生徒一人一人が社会的に自立できるよう、教育機会とそれぞれの状況に応じた居場所を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、市内に住所を有する者又は市内に住所を有すると教育委員会が認めるもの。
- (2) 不登校児童生徒 何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因・背景により登校（通信制課程にあっては履修）しない、又はしたくてもできない状況にあるために登校（通信制課程にあっては履修）が困難な児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者をいう。
- (3) クーポン 市が発行し、次号で定めるフリースクール等民間施設に通う際に利用できる助成券をいう。
- (4) フリースクール等民間施設 不登校児童生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談、体験活動等を行っている民間の施設をいう。
- (5) 登録施設 第15条の規定により登録の決定を受けた施設をいう。
- (6) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人又は児童生徒と同居しその生計を維持する者）をいう。
- (7) 利用料 登録施設が保護者から月ごとに徴収する金額のうち、入学金、施設整備費を除いたものをいう。
- (8) 運営事業者 市長が本事業の円滑な運営のため、事務の一部を委託した民間事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 利用料助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる各号の規定をすべて満たす者とする。

- (1) 千葉県立学校に在籍している不登校児童生徒の保護者
- (2) 登録施設を利用しており、かつ、登録施設を利用した日が在籍校において出席扱いとなっている児童生徒の保護者
- (3) 児童生徒の様子等に関する情報について、在籍校と登録施設が相互に情報共有することを承諾する保護者
- (4) 市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる保護者
- (5) 利用料について、千葉県又は別の団体等から助成を受けていない保護者

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者を助成対象者とすることができる。

(助成申込)

第4条 利用料助成を希望する者は、市長が定める期日までに、市長に対し利用料助成を受けるための申込みをするものとする。

(助成決定及び利用料助成)

第5条 市長は、前条に規定する申込み（以下「助成申込」という。）があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、千葉県フリースクール等民間施設利用料助成交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するとともに、クーポンを交付するものとする。この場合において、市長は、児童生徒の在籍校の学校長の意見を聴取することができる。

2 市長は、助成申込の内容を審査し、適当と認められない場合は、不交付の決定をし、千葉県フリースクール等民間施設利用料助成不交付決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(クーポンを利用できる期間及び助成額)

第6条 クーポンの利用期間は、毎年度4月1日からその年度の最終日までとし、その助成額は年額120,000円とする。ただし、年度の中途において助成決定を受けた場合の助成額は、年額に対し助成決定を受けた日の属する月の翌月から年度末までの月数により月割計算した額とする。

(クーポンの利用範囲)

第7条 クーポンは、助成決定を受けた者が、登録施設に支払う利用料の全部又は一部として利用することができる。

2 1か月あたりのクーポンの利用上限額は、10,000円とする。

(クーポンの不正利用の禁止)

第8条 助成決定を受けた者は、クーポンを交換、譲渡、売買、偽りその他不正な行為により利用してはならない。

(変更の届出)

第9条 助成決定を受けた者は、第4条で申込みをした事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、千葉県フリースクール等民間施設利用料助成変更決定（不決定）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(助成の廃止届)

第10条 助成決定を受けた者は、クーポンの利用期間内に対象児童生徒が市外に転出したとき及び登録施設を利用しなくなったときは、速やかに市長に助成の廃止について届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、千葉県フリースクール等民間施設利用料助成廃止決定（不

決定) 通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。この場合において、運営事業者は、前項の届出を行った者に発行したクーポンの利用停止について登録施設に速やかに通知するものとする。

(助成資格の取消し)

第11条 市長は、助成決定を受けた者が助成期間の全部又は一部において次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事実と異なる申込みに基づいて助成を受けたとき。
- (2) 第8条に規定する不正な行為があったとき。
- (3) 第10条第1項に規定する届出を行わなかったとき。

2 市長は、前項により取消しを行う者に対し、千葉市フリースクール等民間施設利用料助成交付決定取消通知書(様式第8号)により通知する。この場合において、運営事業者は、速やかに当該クーポンの利用停止について登録施設に通知しなければならない。

(返還等)

第12条 前条の規定による助成決定の取消しの通知を受けた者は、助成を受けることができない期間にクーポンを利用したときは、それにより助成を受けた額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(登録施設の基準)

第13条 市長が登録する施設は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす施設とする。

- (1) 1年以上の活動実績(任意団体として活動していた期間を含む。)があること。
- (2) 原則として週に1回以上開所し、主に学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- (3) 利用している不登校児童生徒が千葉市立学校に在籍しており、利用した日が在籍校において出席扱いとなっていること。
- (4) 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指した教科指導等を含めた学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談等に関する取組みを提供していること。
- (5) 利用している不登校児童生徒及びその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた学習支援や相談業務が提供できる人員を配置していること。
- (6) 市長又は学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供する等、児童生徒の在籍校と連携することができること。
- (7) 業務上知り得た不登校児童生徒の個人情報について適切に管理できる体制を整備していること。
- (8) 千葉市に施設の情報を提供し、市のホームページ上で公開することを認めること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた施設は登録施設とすることができる。

(施設の登録申請)

第14条 登録施設として決定を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を添えて、登録の申請を運営事業者を通じて市長に行うものとする。

(施設の登録)

第15条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査して登録の可否を決定し、その結果を登録の申請をした者に通知するものとする。

(登録施設の遵守事項)

第16条 登録施設は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨及び目的に賛同し、利用している児童生徒（以下「利用児童生徒」という。）の安全を確保すること。
- (2) 利用児童生徒及びその保護者の個人情報の保護について万全を期すること。
- (3) 利用児童生徒の出席及び指導状況を記録し、市長が求めた場合にはその記録を開示し、提供すること。
- (4) 偽りその他の不正な行為によって第20条の規定による請求を行わないこと。
- (5) 利用児童生徒以外の利用料に係るクーポンの利用及び偽造されたクーポンを発見したときは、速やかに市長及び運営事業者に通報すること。
- (6) 本事業の効果測定のための市が実施する調査に協力すること。
- (7) その他別に定める登録施設の募集要項に違反しないこと。

(調査等)

第17条 市長は、登録施設が行っている活動について必要があると認めるときは、当該登録施設の管理者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

(施設の変更、廃止及び休止)

第18条 登録施設として決定を受けた者は、第14条で申請した事項を変更するときは、運営事業者を通じて事前にその旨を市長に届け出るものとする。

2 登録施設を廃止又は休止するときは、運営事業者を通じて事前にその旨を市長に届け出るものとする。

(施設の登録取消)

第19条 市長は、登録施設が第13条に規定する基準を満たさなくなったときは、第15条の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、当該登録施設にその旨を通知するものとする。

(クーポン利用にかかる請求)

第20条 登録施設は、利用料の全部又は一部としてクーポンを利用する額を月ごとに集計し、運営事業者にクーポン利用に係る請求を行うものとする。

2 前項の請求を受けた運営事業者は、請求書とクーポンの照合等を行い指定期日に登録施設に対して支払いを行うものとする。

3 運営事業者は、前項の支払額を市長に請求するものとする。

(支払額の返還)

第21条 市長は、登録施設が偽りその他不正な行為によって前条の支払いを受けたときは、その支払額の全部又は一部を返還させることとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(令和8年度の交付申請等の特例)

2 この要綱の施行の日から令和9年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同項中「毎年度4月1日」とあるのは「令和8年10月1日」と、「年額120,000円」とあるのは「年額60,000円」とする。